（特別とん譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条　特別とん譲与税の基準税額は、特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）第二条の規定によつて特別とん譲与税を譲与されるべき開港所在市町村について、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　特別とん譲与税法第三条の規定によつて前年度の九月及び三月に譲与された特別とん譲与税の額の合算額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。次号において同じ。）に一・〇六七を乗じて得た額

［二　略］

（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法第二条の規定によつて石油ガス譲与税を譲与されるべき指定都市について、同法第三条の規定により前年度の六月、十一月及び三月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に〇・九二七を乗じて得た額とする。

（自動車重量譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の三　自動車重量譲与税の基準税額は、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）第一条の規定によつて自動車重量譲与税を譲与されるべき市町村について、同法第三条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された自動車重量譲与税の額の合算額に〇・九九〇を乗じて得た額とする。

（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の四　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の規定によつて航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係市町村について、同法第三条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された航空機燃料譲与税の額の合算額に〇・九九三を乗じて得た額とする。

（森林環境譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の五　森林環境譲与税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　一六、〇〇〇、〇〇〇千円に二分の一を乗じて得た額を市町村譲与基準面積によつて按分した額

二　一六、〇〇〇、〇〇〇千円に五分の一を乗じて得た額を市町村譲与基準従業者数によつて按分した額

三　一六、〇〇〇、〇〇〇千円に十分の三を乗じて得た額を市町村譲与基準人口によつて按分した額

（控除額算定の年度区分）

第四十四条　課税免除等の特例規定及び法第十四条の二の規定によつて翌年度の基準財政収入額となるべき額から減収額に係る額を控除する場合における総務省令で定める日は、当該年度の五月一日とする。

（新市町村に係る基準財政需要額の算定に関する特例）

第四十七条　［略］

（特別とん譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条　特別とん譲与税の基準税額は、特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）第二条の規定によつて特別とん譲与税を譲与されるべき開港所在市町村について、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　特別とん譲与税法第三条の規定によつて前年度の九月及び三月に譲与された特別とん譲与税の額の合算額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。次号において同じ。）に一・〇一二を乗じて得た額

［二　同上］

（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法第二条の規定によつて石油ガス譲与税を譲与されるべき指定都市について、同法第三条の規定により前年度の六月、十一月及び三月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に〇・九五七を乗じて得た額とする。

（自動車重量譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の三　自動車重量譲与税の基準税額は、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）第三条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された自動車重量譲与税の額の合算額に一・〇〇六を乗じて得た額とする。

（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の四　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の規定によつて航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係市町村について、同法第三条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された航空機燃料譲与税の額の合算額に〇・九九七を乗じて得た額とする。

［新設］

（控除額算定の年度区分）

第四十四条　課税免除等の特例規定及び法第十四条の二の規定によつて翌年度の基準財政収入額となるべき額から減収額に係る額を控除する場合における総務省令で定める日は、当該年度の六月一日とする。

（新市町村に係る基準財政需要額の算定に関する特例）

第四十七条　［同上］